

地方独立行政法人大阪市立工業研究所における
競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する規程

制定 平成20年5月1日 規程第201号
最近改正 平成28年8月1日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所における競争的資金等の取扱いに関する規程（以下「競争的資金取扱規程」という。）に定める地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）における競争的資金等の取扱いに関し、間接経費の取扱いに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究所における競争的資金等に係る間接経費についてこの規程を適用するものとする。

(定義)

第3条 間接経費とは、競争的資金等による研究の実施に伴う研究所の管理等に必要な経費として充当し、研究所が使用する経費をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この規程における用語の定義は、競争的資金取扱規程に定めるところによる。

(間接経費の額)

第4条 研究所における競争的資金等の間接経費は、直接経費の30%以内で理事長が定めた率に相当する額とする。ただし、当該競争的資金等の所管機関等による間接経費に係る特別な定めがある場合には、その定めに準拠するものとする。

(間接経費の納付額)

第5条 研究所において経理処理を行う競争的資金等を得た研究員は、当該間接経費を研究所に納付する旨を申し出なければならない。

2 研究員が、他の機関等へ移籍又は当該競争的資金等による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の第4条に定める割合に相当する額の間接経費を当該研究員に返還するものとする。

(間接経費の執行・管理)

第6条 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な使途の例示について（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省庁連絡会申し合わせ）」に基づき適切に執行しなければならない。

2 間接経費の執行・管理は、総務部において処理するものとする。

(報告)

第7条 研究所は、当該競争的資金等の所管機関等に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。